

非常時に在ることを諒解すると同時に自己の職務観念に立脚し慢りに自己の要求のみを先にせんことを慎んでもらはねばならぬ。

嘆願條項

一、共済組合規程一部改正せられたし

回答 共済組合規程の改正に付ては目下審議中なるも嘆願の趣旨は大體認容し難し

説明 共済組合は組合員の増加に伴ひ評議員定数の増加之れが選出方法其の他従来の質況に徴し不適當と認められたる部分の改正に關し續て審議中にして近日成案を得る見込であるが救済機關たるの機能を發揮せんとする當局の立場に於ては其事業の參與機關たる評議員の過半数を従業員を選出とするが如きは妥當ならざる嘆願なるを以て全然不同意である

二、親和會常任評議員に非乗務を認められたし

回答 認容し難し

説明 車庫の増設に伴ひ親和會の事業擴大されるも其の常任評議員をして常時車掌又は運轉手の乗務を免じ親和會に専任する迄の使命務なし、從來の如く必要に應じ其の都度命令を以て定むれば充分なり

三、住宅手當支給せられたし

回答 支給し難し

説明 公舎中無料のものあるは職務上之に居住せしむる必要より來れるものにして所謂義務公舎に屬するものである其の他の公舎に在りては大體普通借家料を標準として料金を定め居れるが故に公舎に居住せざる者との間にさしたる不權衡なし殊に嘆願の如く住宅手當を支給するとせば一ケ年約拾壹萬四千圓の多額の經費を要するが故に今日の市電經濟にては到底之を容るゝ餘地なし

區管 支給し難し

説明 勤務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外共済組合よりは一日に付月収額の百分の一即ち日給の三割三分の給與を受け合計日給の八割三分となり之に軍隊から受ける給與を併せれば大約日給全額となるのである

八、工務従業員にケツプ支給及外套貸與規程改正せられたし

回答 改正し難し

説明 現在工務従業員には二ケ年毎に外套を支給して居るが毎年一着づゝ世はなければ使用に堪へぬとは認められぬ、雨具の如きも合羽を貸與して居るのであつて之をケツプに代へる事は業務上却て不便である

九、増車せられたし

回答 本項は回答の限に在らざるも事情の許す限り増車の意思であることを附言し置く

説明 吾が横濱市電の運轉車數は現にラツクニアアール百七十臺運轉である固より六大都市中も亦最少數であつて一車一杆平均の乗客數僅かに四人の割合である、即ち他都市に比し乗客數から考ふれば配車が寡る多し位である、然し乍ら市民の利便の爲めには事情の許す限り増車をして而して日ノ出町標木町驛の聯絡や端田武藏寺聯絡線、淺間町平沼、舊橋濱驛前聯絡線の完成に従ひ運轉系統の統制を固り相互立立的系統の聯絡利用と相俟て交通の圓滑を期する覺悟である、只如何に増車しても運賃のやうな放縱な運轉の仕方では何にもならぬ、即ち前の車に二臺も三臺も續行して空車で樂をして行かうと云ふやうな事では却て市民の不愉快を買ふ許りで度々市民から當局に注意を受くる處であつて此の點は誠に遺憾に堪へぬ思ふに市街の電車は此の車間距離の平均を保つと云ふ事が最大の要件で自己擔當の電車は前と後の電車の中間に置くことを理想とせなくてはならぬ、之れは何も六つかしし事では無いのであつて、運轉手も車掌も其の心して頭の働きに依り技術も充分に發揮することが出来る筈で、誠に一界手一投足の勞であると思ふ、是れは各員の努力方に依り是非勵行して貰ひたい、爲めにせん

工務 改正し難し

説明 今回の改正は繰り返して言ふが如く周知の計画に依つて實際運轉に要する時間を基礎として標準時間を定め而も其の一割迄遅延することとは之を認める制度であり又正確な勤務観念に依つて運轉の正確、圓滑を期せんとするに過ぎない、即ち眞面目に勤務に勉勵するものに於て生活上及就業中の不安なぞ有るべき筈がない、試みに具體的に説明するならば

- (1) 精勤手當は即ち精勤に對する手當で遅刻者を精勤者の取扱が出来ぬ、休暇に關しては一ヶ月に二日の缺勤があつても影響せぬと云ふやうな寛大な現行規定は恐らくは他に無いであらう、其の上に向遅刻者を寛大にする事は出来ぬ、賞與、昇級と雖勤務の成績を考查する以上遅刻を度外することが出来ぬ、要するに忠實に勤務を遂行せん爲め遅刻者なからしめんとするもので決して濫りに懲罰を課する趣旨では無い
- (2) 所要時分支給の制度は從來の實績に實際の所要時分を算出すること困難にして弊害に堪へず、標準時間制に改めたる物なれば此際改むるの意思なし
- (3) 發業一ヶ月通算の規定は從來所定の勤報出をし其の實情は到底取付困難にして制度の改正に依て之を防止する外途な停務に依り又は組合せ組の事故等により其他之に類する特種事由があつて依り當局業務の都合上乗務を爲さしめ一日の勤務時間が所定の時數に滿たざる場合は通算の規定より除外せらるゝ事勿論である、之は殊に運輸日報に掲載明示したる通り
- (4) 朝第一回飛車前に於ける待合せ時間減縮する爲め他日行路表の出動時刻を改むべきも凡そ待合せ時間を乗務時間と看做すことは貸與制度の根柢を紊らし得べきも非ず、殊に二時を附與する規定は固より之等の待合せ時間を合んで考慮したものである

十三、昇級規程を制定發表せられたし

回答 認容し難し

説明 昇級は各人の勤務振舞に應じて行はるゝものであるから之を機械的に制定發表する意思なし、以て上